

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	日本カーリット株式会社
【英訳名】	Japan Carlit Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊佐 功
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田和泉町1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長伊佐 功は、当社の財務報告にかかる内部統制の整備および運用に責任を有している。当社は「財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する基準」ならびに「財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準」に準拠して財務報告に係る内部統制を整備して運用している。

財務報告に係る内部統制は、財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って連結財務諸表および財務報告が適正に作成されることを合理的に保証する方針および手続きを含んでいる。

なお、内部統制には、担当者の判断の誤り、不注意、故意などによって有効に機能しなくなる場合、当初予定していなかった組織内外の環境の変化や非定形的な取引に必ずしも対応しない場合など、内部統制が有効に機能しない固有の限界があることから、内部統制の目的を絶対的に保証するものではなく合理的な範囲で達成しようとするものである。

このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告にかかる内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告にかかる内部統制の評価を実施した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

本評価に当たっては財務報告に係る内部統制について、企業集団に含まれる当社および当社の連結子会社ならびに持分法適用会社を対象として、財務諸表の表示および開示、企業活動を構成する事業または業務、財務報告全体に対する金額的及び質的重要性を検討し、「財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準」に示されている以下の手順及び方法で合理的な評価の範囲を決定した。

まず、全社的な内部統制について、重要性が僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点（計6事業拠点）を対象に評価を実施した。次に全社的な決算・財務報告プロセスにおける内部統制についても、全社的な内部統制の評価範囲と同じ事業拠点について評価を実施した。続いて、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高及び営業利益（連結会社間取引消去後）を指標として、それぞれの概ね2/3に達するまでの3事業拠点を重要な事業拠点として選定した。選定された重要な事業拠点における事業目的に大きく関わる勘定科目は「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」及び「固定資産」である。また、財務報告への影響を勘案して虚偽記載が発生する可能性の高い業務プロセスとして見積りや経営者の予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象として追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

該当事項なし

## 5【特記事項】

該当事項なし